

令和7年度 軽井沢町多文化共生推進事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、令和7年度 軽井沢町多文化共生推進事業委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により受託者を選定するために必要な事項を定める。

1. 業務の目的

昨今、日本では少子高齢化及びコロナ禍後のインバウンド需要の高まりから労働力不足が深刻化しており、外国人労働者の力が求められる中、出入国管理・難民認定法改正などの近年の国の動向を鑑み、当町においても今後、外国人住民の増加が見込まれることから、町として多文化共生に資する施策を実施する必要がある。

このため、日本人及び外国人住民が互いを理解し、防災関係を含む生活に必要な情報を共有できる場の提供や、やさしい日本語作成体験、外国人住民との共生に係るワークショップの開催をとおり、日本人住民と外国籍住民が互いに理解を深め、地域行事への参加や災害時の共助により、誰一人取り残さない社会の構築に繋げ、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現を目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

軽井沢町多文化共生推進事業委託

(2) 業務の内容

軽井沢町多文化共生推進事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）（別紙1）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年2月12日まで

(4) 予算額（提案限度価格）

金 2,150,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 法人格を有する者であること。2社（者）以上の共同事業体を結成し参加することも可とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、もしくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第

6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

- (7) (6)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 過去3年間（令和4年度～令和6年度）において、同様の業務を受託した実績があること。
- (10) 共同事業体の場合には、(1)から(8)にあつては全構成員が、(9)にあつてはいずれかの構成員が満たしていること。
- (11) 軽井沢町競争入札等参加者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。なお、名簿に登録されていない場合は、担当課へお問い合わせください。
- (12) 参加者は、契約候補決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

4. 参加申込み

- (1) 「3 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。
 - ① 参加申込書（様式第1号）
 - ② 会社概要書（様式第2号）
 - ③ 共同体の構成企業表（様式第3号） ※共同事業体の場合
 - ④ 業務実績書（様式第4号）
 - ⑤ 参加資格要件該当誓約書（様式第5号）
 - ⑥ その他添付資料 各1部

会社パンフレット、決算報告書、定款、自社内での人権尊重の取組（実践していれば）等提出者の概要が分かるもの。共同企業体の場合は代表構成員を含む全ての構成員のものを添付すること。
- (2) 提出部数
各1部
- (3) 提出期間
令和7年4月25日（金）午後3時まで
- (4) 提出先
軽井沢町総合政策課共生社会推進係
〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1
E-mail kyosei@town.karuizawa.nagano.jp
- (5) 提出方法
電子メールにより提出すること。
- (6) 辞退
参加申込書を提出した後、提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付

① 受付期限及び提出方法

令和7年4月2日（水）午前9時から令和7年4月11日（金）午後5時まで
質問書（様式第7号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

※メールタイトルを「軽井沢町多文化共生推進事業委託に関する質問（御社名）」とすること。

② 提出先

軽井沢町総合政策課共生社会推進係

E-mail kyosei@town.karuizawa.nagano.jp

(2) 質問に対する回答

① 回答日

令和7年4月21日（月）

② 回答方法

本町のホームページに掲載し、個別には回答しない。

6. 参加資格の承認

「3 参加資格」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年4月30日（水）までに、プロポーザル参加資格確認結果通知書を参加申込書に記載された担当者へ電子メールで通知する。

7. 企画提案書

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。原則として、企画提案書は1者1提案とする。また、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

(1) 提出書類

① 企画提案書表紙（任意様式）

② 企画提案書（任意様式）

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

業務実施に係る見積額（消費税及び地方消費税を含まない。）を内訳が分かるように項目ごとに記述すること。

(2) 企画提案書の内容

① 業務実施体制及びスタッフの業務経歴（任意様式）

業務を受託した場合の業務実施体制（組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制、各事業者の役割等）及び業務に従事するスタッフの業務経歴を記述すること。

② 業務の受託実績（任意様式）

過去3年間（令和4年度から令和6年度）に受託した類似業務の実績を記述すること。なお、記載項目は、業務名、業務概要、発注機関、契約期間、事業規模（金額等）、受注者（単独事業者による参加の場合は記入不要）とする。

③ 業務計画（任意様式）

業務の目的を達成するための業務全体に係る総合的な業務実施計画、業務実施の

具体的なスケジュールを記述すること。

④ 業務に関する企画等（任意様式）

各業務において、想定する全体フロー図などについて具体的に企画提案すること。
なお、提案の中では、企画提案者独自のネットワーク（有識者等）、経験等がどのように生かされるかを分かりやすく具体的に記述すること。

(3) 提出期限

令和7年5月9日（金）正午まで

なお、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出先

軽井沢町総合政策課共生社会推進係

〒389-0192 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1

E-mail kyosei@town.karuizawa.nagano.jp

(5) 提出方法

電子メールによりデータを提出すること。

公平な審査を行う観点から、事業者名入り及び事業者名抜きの資料を両方提出すること。

見積書の宛先は軽井沢町長とし、事業者の所在地、事業者名及び代表者名を必ず記載すること。

8. 資格審査及び提案の選考

(1) 審査委員会の設置

軽井沢町多文化共生推進事業委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、本プロポーザルの実施及び企画提案に関する審議を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。審査委員会の委員は、本業務に関係する職員等で構成する。

(2) 審査方法

① 応募事業者資格の確認審査

本業務の発注者は、応募資格の確認審査を参加申込書類等により実施し、この実施要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。

なお、資格不備の場合には失格とする。

② プレゼンテーション及びヒアリング審査

提出された提案書に基づき、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。ただし、5者以上の提案があった場合は、書類審査を行い、プレゼンテーションの対象となる応募事業者をあらかじめ選定できるものとする。

ア 日 時 令和7年5月13日（火） ※時間は別途通知

イ 場 所 軽井沢町役場 2階第3・4会議室

ウ 時 間 プレゼンテーション（20分以内）とヒアリングを含めて30分程度

エ 出席者 3名以内

オ 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

（プロジェクター及びスクリーンは、発注者において準備する。なお、PCとプロジェクターを接続するケーブルはHDMIのみとなるため、これ以外の場合は各自で変換ケーブル等をお持ちください。）

- カ プレゼンテーションを行う順番については、提案書類の受付順とする。
- キ 応募事業者のプレゼンテーションは、提出された企画提案書によるものとし、追加の提案書類等は認めない。

③評価基準

別紙「評価基準表」のとおり

(3) 評価審査

- ① 審査は、審査委員会において、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング応答の内容を総合的に評価し審査する。
- ② 各審査委員が採点した結果を集計し、合計点を評価する方式（得点方式）及び各委員の評価順位を評価する方式（順位方式）を併用する。
- ③ 得点方式で得点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を契約候補者として選定する。
- ④ ③により両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員の多数決により契約候補者を選定する。
- ⑤ 応募事業者が1社の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。なお、最低基準点は、総合得点の6割以上とする。

(4) 契約候補者の決定

発注者は、審査委員会の審査結果を踏まえて、契約候補者を決定する。なお、契約候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募事業者全員に書面にて通知し、町ホームページに公表する。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議申し立ては認めない。

9. 応募事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件のいずれかを欠くこととなった場合
- (2) 提出書類が定められた提出期限、場所及び方法に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 見積書の金額等が「2(4)予算額」を超える場合
- (6) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたると認める場合

10. 著作権及び提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等の著作権は、発注者に帰属する。ただし、契約を締結しなかった応募事業者が提出した書類等の著作権については、応募事業者に帰属する。
- (2) 発注者は、本プロポーザルの審査等に必要な範囲において、提出された書類等を複製することがある。

11. 契約

- (1) 契約保証金は免除する。

- (2) 契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と発注者が協議・調整を行ったうえで契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。
- (3) 契約候補者は、(2)の協議後、契約締結前に見積書を提出するものとする。

12. その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1事業者1案とする。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差し替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 本要領に示した書類の他に、発注者が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- (6) このプロポーザル又はこの委託業務に関する情報公開請求があった場合は、軽井沢町公文書公開条例（平成11年輕井沢町条例第21号）の規定により提出書類の公開をすることがある。

13. 日程

公募型プロポーザル実施公示	令和7年4月1日（火）
実施要領等に関する質疑受付	令和7年4月2日（水）から 令和7年4月11日（金）まで
実施要領等に関する質疑回答	令和7年4月21日（月）
参加申込書等提出期限	令和7年4月25日（金）
参加申込者の参加結果の通知	令和7年4月30日（水）
企画提案書等の提出期限	令和7年5月9日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和7年5月13日（火）
審査結果通知	令和7年5月20日（火） 予定

14. 担当部署

軽井沢町総合政策課共生社会推進係

電話番号 0267-45-8504

F A X 0267-46-3165

E-mail kyosei@town.karuizawa.nagano.jp